

関東大震災時の朝鮮人虐殺について公的な調査と謝罪、補償を求める声明

2026年9月15日

在日コリアン弁護士協会

代表 弁護士 宋 恵 燕

1 1923年9月1日、関東地方では死者10万人を伴う大震災の被害が発生した。地震発生直後、「朝鮮人が暴動を起こしている」「朝鮮人が井戸に毒を入れた」「朝鮮人が武装して来襲する」「朝鮮人が放火をした」等の流言飛語が飛び交い、これを信じた人々が自警団を結成し、朝鮮人や中国人等に対する多くの虐殺事件を引き起こした。かかる事実の存在については、1925年7月に発行された警視庁「大正大震火災誌」に「鮮人暴動の蜚語に至りては、忽ち四方に伝播して流布の範囲亦頗る広く」、「各々自警団を組織し、不逞者を撃滅すべしとの標語の下に鮮人に猛烈なる迫害を加え」等と明確に記載される等当時の公的文書にも記載があるほか、多くの有罪判決が残され、2009年の内閣府中央防災会議の報告書が災害時の教訓としてその存在を認めている。

この虐殺事件の背景には、日本の朝鮮植民地支配と、これに対する3・1独立運動（1919年）など朝鮮人の抵抗に起因する、日本人の朝鮮人に対する蔑視、人種的・民族的偏見、さらには恐怖があった。

植民地支配を敢行した日本政府は、関東大震災時においても、誤った通牒や訓示を出し、市民による流言、虐殺につながったが、のみならず、軍や警察自身による直接的な加害行為もあった。すなわち、日本政府は大震災が発生した翌9月2日に「不逞者に対する取り締まりを厳」にせよとの通牒を発し、内務省警保局は「朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんと」しているという電報を全国に発した。また、治安維持に出動した軍や警察が、朝鮮人を殺傷した記録も残されている。

る。

2 しかしながら、虐殺被害者や遺族に対して、日本政府はこれまで謝罪や補償はおろか、被害事実の全国的な調査すら行ってこなかった。むしろ、前記のとおり、公的に朝鮮人に対する虐殺の事実があったことという資料が存在するにもかかわらず、2017年11月10日、虐殺事件の存在そのものを問われた政府は「政府内にそれらの事実関係を把握することのできる記録が見当たらない」等と答弁し、また、同年以降、東京都知事は、都立横網町公園で例年举行されている朝鮮人犠牲者追悼式典への追悼文の送付を取りやめており、今年も送付されなかった。近年、インターネット等を中心に虐殺事件の存在自体を否認する言説が増えているが、日本政府自身が被害事実についての存在すら曖昧にし、積極的な調査をしようとしないうえ、歴史的事実を否定する動きに歯止めをかけることができていない。

3 そして、本年9月2日、千葉県市川市の在日本大韓民国民団市川支部に、カミソリと現金15円50銭の入った封筒が届いた。15円50銭は、関東大震災虐殺事件当時、虐殺に加担した日本人が、日本人と朝鮮人を区別するために通行人等に行っていた「発話テスト」であり、上記の脅迫行為は、当時の恐怖を在日コリアンに想起させようという極めて悪質な嫌がらせであると同時に、ヘイトクライムの予告であって、極めて卑劣な行為である。

4 関東大震災における虐殺は、ヘイトスピーチを放置すればヘイトクライムを引き起こし、さらには特定の人種・民族のせん滅（ジェノサイド）につながりかねないという重大な歴史的教訓である。ところが、大虐殺事件から103年が経過した今も、その教訓が生かされず、むしろ政府自体が教訓を踏みにじるがごとくヘイトスピーチの助長に手を貸し、その結果、公道やインターネット上などの公共的空間においてヘイトスピーチが溢れ、在日コリアンを含む外国籍市民は、ヘイトクライ

ムの危険に晒された生活を余儀なくされているのである。

5 かかる状況を改善し、憎悪と暴力の連鎖を断ち切るためには、日本政府自身が、過去に発生した虐殺事件の事実を直視し、関東大震災時の朝鮮人虐殺について公的に認め、より詳細な調査を行い、公式の謝罪と補償をすることが必要である。在日コリアン弁護士協会は、日本政府に対し、過去の史実に基づいて朝鮮人虐殺を公的に認め謝罪するとともに、より積極的に調査し、遺族への補償を求める。

以上